

海上保安官署施設費に係る施設整備  
（通信施設関係事業を除く。）の事業  
評価マニュアル

海上保安庁

海上保安官署施設費に係る施設整備（通信施設関係事業を除く。）  
の事業評価マニュアル

1 評価の対象とする事業の範囲

海上保安官署施設費に係る事業のうち、新規整備事業を対象とする。（海上保安庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施細目第2（1）によるもの（ただし、通信施設関係事業を除く）。）

2 評価を実施する事業

原則として事業採択を行う際の整備物件（整備物件群として事業採択を行う場合はその整備物件群）を1つの事業単位とする。

3 新規事業採択の判断基準

新規事業の採択に当たっては、事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の3つの視点から判断するものとする。

4 新規事業に関する評点

（1）事業計画の必要性については、別途定める様式の「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出する。

（2）事業計画の合理性については、別途定める様式の「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出する。

（3）事業計画の効果については「業務を行うための基本機能（B1）」と「施策に基づく付加機能（B2）」の2つの視点から評価を行う。

「業務を行うための基本機能（B1）」は別途定める様式の「事業計画の効果（B1）」に関する評価指標により、「事業計画の効果（B1）」に関する評点」を算出する。

「施策に基づく付加機能（B2）」は、別途定める様式により採用する各施策の評価を行う。

5 採択の要件

事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果について、以下の（１）～（３）を全て満たすことを要件とする。

（１）事業計画の必要性に関する評点が１００点以上であること

（２）事業計画の合理性に関する評点が１００点であること

（３）事業計画の効果（Ｂ１）に関する評点が１００点以上であること

また、事業計画の効果（Ｂ２）に関する評点については、各施策の評価結果が事業の特性に合致しているか確認し、合致していない場合は事業計画の見直しを行う。

## 6 評価結果のとりまとめ

新規採択時評価の結果は、別途定める様式の評価書、評価内訳書にとりまとめるものとする。